

建設業者等の指名停止期間の変更について

令和6年2月28日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者
株式会社 岩村組

2 指名停止期間
【従前】令和5年11月9日から令和6年5月8日まで(6か月)
【変更後】令和5年11月9日から令和6年11月8日まで(12か月)

3 指名停止期間の変更(延長)理由

株式会社岩村組の社員が、新発田地域振興局農村整備部が発注した松浦地区区画整理第33次工事の競争入札に関し、公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕されたことから、指名停止を行ったところ、同日同容疑で逮捕された同社顧問が上記工事及び平木田柳原地区取水工第1次工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが公判において明らかになった。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第4条第4項に該当するため。